

平成24年第2回定例会（6月）一般質問

(1) 豪雪被害の状況とその対応、対策について

1.被害と復旧

○ 議員 宮下 裕美子 通告書に従い一般質問を行います。

最初の質問です。豪雪被害の状況とその対応、対策について、(1)被害と復旧についてです。記録的な豪雪の被害とその復旧については、昨日の一般会計補正予算にも盛り込まれ、審議の中でいくつかの情報も示されてきました。しかしその内容は補正を要する復旧事業に限られており、当初予算の修繕費の範囲内で対応できたものあるいは私的なものは含まれていません。つまり全容が明らかになっていないわけです。そこで最初の質問をいたします。被害の全容はどのようなものだったのか。ここでは昨日示された補正予算対象の事業だけでなく、農業関係、公共施設や設備、個人の被害など、町が把握しているもの全てについて、お伺いいたします。加えてその中で月形町が主体となって行う復旧事業はどれなのか。また、それらはどのような計画で進められているのかについてもお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えさせていただきます。最初に人的被害です。これらにつきましては、除雪中の事故によって骨折者2名、軽傷者1名ということで、人的被害については3名であります。一般住家等被害です。住家被害としては全壊を含み住家については10棟、非住家については全壊27棟を含み35棟、計45棟であります。公共等被害です。建物23棟を含め合計37施設となっております。町がやる復旧全金額については2,671万6,885円というところであります。昨日6月補正分として計上したものが1,751万9,000円であります。今後9月における補正対応としては565万円を見込んでいるところでもあり、その差額については一般経費で復旧をしていくということです。農業被害です。農業と言っても先ほども言いました非住家住宅については、先ほど申し上げた通りですので、今回私たちの町がやっている農業用ビニールハウス被害は、第2回目の復旧計画の取りまとめが終わりしました。平成24年6月11日現在、調査被害金額これは新品を使って再建築したときの額については、4億5,162万5,000円です。調査対象は230戸でそのうち被害個数は145戸となりました。そのうち復旧支援要望戸数が107戸であります。ハウス棟数として1,981棟中被害に遭われた棟数は1,160棟、そのうち復旧支援を申し込んだ棟数が926棟で、総額事業費ベースとしては1億2,622万1,000円であり、そのうち町50%、国30%の予定になって

いますが、一部分について国の助成対象にならないということで、町単独助成の計画をしているところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最初の質問に対しての答弁漏れですが、住宅や公共施設など農業被害以外の前段で町が金額的には答弁されましたが、どここのところを町が負担するのかという答弁がなかったので、お願いします。

○ 議長 笹木 英二 どここのところと言うと。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 例えば住宅は人的なものと同住宅を含めて45棟、公共施設23棟計37施設という説明はありましたが、公共施設は全部町が見ているのか。金額は2,671万6,885円ですが、どれを町が負担するのかという説明がなかったので、それを確認します。

○ 議長 笹木 英二 個人の資産についてですか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 農業以外の資産の全体金額は提示されていますが、何を積算してこの金額になったのかという答弁がなかったので、お願いします。

○ 議長 笹木 英二 住宅の支援は考えていないのでしょ。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最初の質問は補正予算対象の事業だけでなく、農業関係、公共施設や設備、個人の被害など、町が把握しているもの全てについて、被害の全容を伺いたい。加えてその中で月形町が主体となって行う復旧事業はどれなのか。また、それらはどのような計画で進められているのかについて伺いたいということで、先ほど全容として個別の棟数などを示されて最終的に復旧金額は2,671万6,885円という説明はされましたが、何を積算してその金額になったのかという説明がなかったので、それをお願いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 私たちの町がやろうとしているのは、農業ビニールハウス以外は公共施設ですので、その部分の細かな積算については総務課長より説明させます。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 三浦 淳 ただ今、宮下議員から公共施設関係についてご答弁申し上げたいと思います。公共施設関係につきましては、先ほど町長がご答弁申し上げましたように37施設、全金額2,671万7,000円、このうち現在現行予算修繕費等々により対応しているもの復旧済み8施設、未復旧9施設これらが354万8,000円、そして37施設のうち請負業者等に昨年工事を行い、業者保証工事ということでやったものが4施設、破損として屋根の端が

少し曲がったものもこの37施設の中に盛り込まれていますが、復旧しないものが3施設、それと先日6月補正ということで13施設、1,751万9,000円を昨日議決いただいたわけです。あとは9月補正予算に係わるものとして先ほど町長がご答弁申し上げましたが、金額として概算ですが565万円、これにつきましては林道樺戸線と旧中和・昭栄小学校関連施設を予定させていただいておりますが、こちらの施設についてはただ今施設利用者と協議中ということで、金額については若干変わってくる可能性はあるということです。

○ 議長 笹木 英二 個人の被害は把握しているけれど金額等については、復旧予算等は考えていないということですね。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 そこは件数の答弁で十分です。あと国の補助としてビニールハウスについては詳しく説明があったのですが、国の補助に乗らないものについて町単独補助を考えているということが少し出たので、それがどの部分に当たるのか、説明していただきたいのです。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 産業課長より説明させます。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 久慈 富貴 先ほどの答弁の中で国の制度に乗れない方が若干いると申し上げました。その方におきましては農業者であるけれど農業委員会等で定める面積要件、農業従事日数が不足されている方がいます。例えばトマトを専門に作っている方でも農業従事日数が60日に満たないということであれば、農地法の関係で位置付けにならない部分もあります。それを明確にした中では国の助成を受けられないということで、そのような方に対する部分でございます。ですから町助成につきましては、それが弾力的に扱っておりますので、町の分は支援ということですが、国の方は厳しいという内容の方ということでございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の答弁で全体像をつかむことができました。ありがとうございます。それを踏まえて今回の豪雪は記録的なものであり、様々な方が十分に対処したと考えていますが、被害をゼロにおさえることができなかったということが現実であると思います。対処できる範囲を超えていたと思います。町の施設においても先ほど説明があったようにこれだけたくさんの被害があり、手の打ち方で被害をもっと小さく止めることができた可能性もあると考えます。昨日の補正予算審議中にも町長はスキー場施設の倒壊は担当職員の落ち度であり、町長も同罪であると言及しています。役場全体の反省の弁と捉える

ことができました。しかし実際には担当職員とその上司に処分を行ったと言及しており、同罪という表現の一方で職員だけが処分を受けた印象もあり、町長自らの責任あるいは処分がどのようになっているのかという疑問が残っております。また個人資産の被害について、町長は常々、自己責任と言ってきましたが、昨日の補正予算に上がっていた項目全てが町の所有物、公共施設とは必ずしも言えないと思います。町長自身もグレーゾーンのものも含まれるので、今後の管理をどうすべきかしっかり対応していきたいと発言していました。

これらの事例から当初の方針や発言と実際の補助や行動に矛盾を感じる部分があります。そこで質問いたします。雪害対策本部を設置し、その最高責任者であった町長の責任と処分をどのように考えているのか。それから個人資産への復旧支援について、先ほど言ったグレーゾーンについて昨日の発言で神社の灯笼や墓地の地蔵堂などでそのような発言がありましたので、今回どのような基準で町の支出を決めたのか、町長の考えをお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 今、宮下議員の質問事項が1.から2.へ移った ように思いますが、2.には移っていないのですね。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 移っていません。基本的に1.はハードの部分、2.はソフトの部分です。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 私の責任についてです。これについては議会で陳謝それからこの議会終了後、行政区長会議で謝罪するという事で、私の責任としたいと考えているところです。先ほど質問の中にグレーゾーンということで今問題になったのはいわゆる戦争生還者の皆さんが戦没者の人たちに対して灯笼を寄贈したことに対しては、寄贈した人たちのほとんどが存命していないということで余力がほとんどない状態であるので、その想いをしっかり行政が受け止めてやっていくことに、間違いではないと考えているところであります。地蔵堂であります。このことについてもかつて地蔵堂を設置するに当たりこれについては墓地所の移設ということで、あの施設については行政が立てたものであります。その後の管理については地蔵堂を守る会の皆さんがやってくれたところであります。その方々も高齢化してほとんど実務的なことができない状況であると判断したときに、これらについても墓地の一角にある心のこもったものですから、行政がやることに対して何ら疑問はないだろうと判断してやらせていただくということであります。それから旧一般住宅について一般住宅と非住家ですが、これら全壊、半壊等々の中で復旧支援は考えていませ

んが、これらを撤去する所については、あんしん住宅補助金事業で撤去費用については先ほど申しあげました全体の20%、最高限度額50万円として対応してやっていきたいと考えております。本年についても雪害案件として1件が適用としてやっているところであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 町長の責任については、議会で陳謝したということと今後区長会議で謝罪するということですが、範囲については町長自身で決めることなのでそれ以上言うつもりはありませんが、しっかり今回の現状と職員の処分のバランスを取りながら決めていただきたいと考えます。グレーゾーンについては、今回、私も灯籠は直接、見てきて、そこに戦争生存者の方々が寄贈した刻印を見て、それは確かに気持ちが十分こもっていて素晴らしいことだと想いますが、今回それが壊れたということで経年劣化の一つでもあるし、もし直すのであればひとまず関係者の方々に相談して、より雪に強い物など相談しながら再度、建築するなど、同じものという対応もできるかと思えます。今あったものをそのまま復旧する公共施設とは違いますので、一段構えて検討を進めた上で何らかの対応をするということもできたのではないかと考えています。先ほど一般住宅や非住家について、復旧支援ではなく解体補助ということで、あんしん住宅補助金事業があるという答弁がありました。そこであんしん住宅補助を調べてみたところ、その適用要件は固定資産税対象物件がこれの対象になります。簡素な作りの納屋などはこの事業対象になりませんので、今回雪害に遭った多くは老朽家屋で簡素な作りの物であったことを考えると、この事業があることで解体が進むと思いません。そこで質問です。雪害で倒壊した家屋のうち町内を見渡したとき、公道に面しているものもいくらか見受けられます。通行上危険である上、住宅地に隣接していれば強風によって飛散など衛生上の問題も出てきます。先ほど言ったようにあんしん住宅支援事業は、固定資産税の課税対象物件のみが対象なので、それ以外の物に対して何か対応する用意はあるのだろうか。そのことについて町長にお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 質問のどこまで答えていいのか、よく分からないのですが、一般住家等の被害の住家については全部で10棟でありました。そのうち一部玄関が破損したという方だけが入院中であったということで、その他9件については住人がいない不在住宅という状況であります。ですからこのような不在住宅についても行政がどこまでやらなければならないかと極めて疑問なところでもあります。今回の雪倒壊の中で不在住宅が随分倒壊していく状況の中で、自治体がどこまで関われるかということの法律もこれからしっかり学

んで行かなければできないことであると考えております。それについては行政としての影響を考えながら今後法律的なことにつきましても勉強していかなければならないと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、不在住宅が一般住宅で倒壊したものの9件、ほとんどが不在住宅であったということですが、老朽危険家屋で倒壊して不在で使われていない住宅問題については、今回の雪害で三笠市や岩見沢市でも問題になっていると聞いていますし、そもそも雪害がなくても全国各地で不在老朽危険家屋が周辺住民の安心、安全を脅かす全国的な問題になっています。それに対して現在解体費用補助の拡大あるいは解体を行政が代執行した上で分割返納などのような措置を検討している自治体があります。三笠市を調査したところ現在の法的根拠がまだ整備されていないので、北海道市町会を通じて要請していると聞いています。月形町の場合も先ほどあったように不在住宅が現実に倒壊していて、それらが放置される可能性も高いということで、何らかの働きかけあるいは代執行も含めて町民の安全、安心を確保する検討が必要ではないかと考えます。先ほど町長の答弁で今後法的なことも含めて検討していきたいということでしたが、それをもう一歩進めて積極的な対応が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一部不在住宅の撤去その他につきましてもまず身内の人たちに撤去について勧告する活動はやっております。代執行を含めてそれらについて法的整備がされていないところですから、これからしっかり市町村会で論議があると思いますので、その動きを見ながらやっていきたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 1.の質問は終わります。